

訪問介護の生活援助が規定回数を超える居宅サービス計画の取扱いに関する Q & A

Q 1 届出から検証までの流れはどのようなものか。

A 1

居宅サービス計画の作成または変更が、「10月中」の場合

順	手続き等の内容	時期(目安)
①	居宅サービス計画の作成または変更 (居宅介護支援事業所)	10月中
↓		
②	次の書類を市へ提出 (居宅介護支援事業所→市) ※訪問介護の生活援助が規定回数を超える場合のみ <input type="checkbox"/> 訪問介護の生活援助が規定回数を超える居宅サービス計画の届出書 (別記第1号様式) <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書 (1) 写し 第1表 <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画書 (2) 写し 第2表 <input type="checkbox"/> 週間サービス計画書 写し 第3表 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議の要点 写し 第4表 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援経過 写し 第5表 <input type="checkbox"/> サービス利用票 写し 第6表 <input type="checkbox"/> サービス利用票別表 写し 第7表	11月末日まで
↓		
③	地域ケア会議等での検証の実施 (市)	12月以降
↓		
④	検証結果通知書の交付 (市→居宅介護支援事業所)	③～1ヶ月以内
↓		
⑤	改善状況報告書の提出 (居宅介護支援事業所→市) ※検証の結果、改善を要す場合のみ (居宅サービス計画書の見直しが必要)	
↓		
⑥	改善状況報告書に対するフォローアップ	

Q 2 平成30年9月に居宅サービス計画を作成した場合、届出の対象となるか。

A 2 市への届出対象となるのは、平成30年10月1日以降に作成または変更した居宅サービス計画となる。平成30年9月末日以前に作成(変更)したものは対象とならない。

Q 3 検証結果の報告を受けるまでは、居宅サービス計画に位置付けた回数の生活援助を利用することはできないのか。

A 3 検証結果の報告をまず、交付した居宅サービス計画にもとづきサービスを利用することは差し支えない。ただし、検証の結果、居宅サービス計画の見直し等を求める場合があるので、ご承知おき願いたい。

Q 4 生活援助の回数が、居宅サービス計画に位置づけた期間のうち規定回数以上となる月とならない月がある。この場合、届出は必要か。

A 4 規定回数以上の訪問介護の生活援助が必要となる状況が生じる場合は、届出が必要となる。

Q 5 どのように検証が行われるのか。

A 5 利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、地域ケア会議における検証を予定している。

なお、平成30年10月9日付け介護保険最新情報で「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き」が示されている。

※平成30年10月15日現在のQ&Aとなります。

国の通知等により内容が変更となる場合もありますので、ご注意ください。